

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和五年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ橿原

所在地 橿原市曾我町四五番一

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 公園緑地景觀課

今回の届出に関連して、橿原市屋外広告物条例による許可申請済みの内容に変更があり、住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

2 下水道課

排水設備に変更が生じる場合は、必要な手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和五年二月七日から同年三月七日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで